

## 411 取扱機関相互間の証券の送付

\* 見本証券（印鑑票毎配付分）を授受するときは、当該見本証券もこの項における「証券」として取扱う。

⇒ 見本証券（印鑑票毎配付分）の授受については、421・元利金支払場所変更の請求、429・同時請求の取扱参照

## ①送付するとき

○ 証券・請求書などにより、国債証券類送付書を作成する。

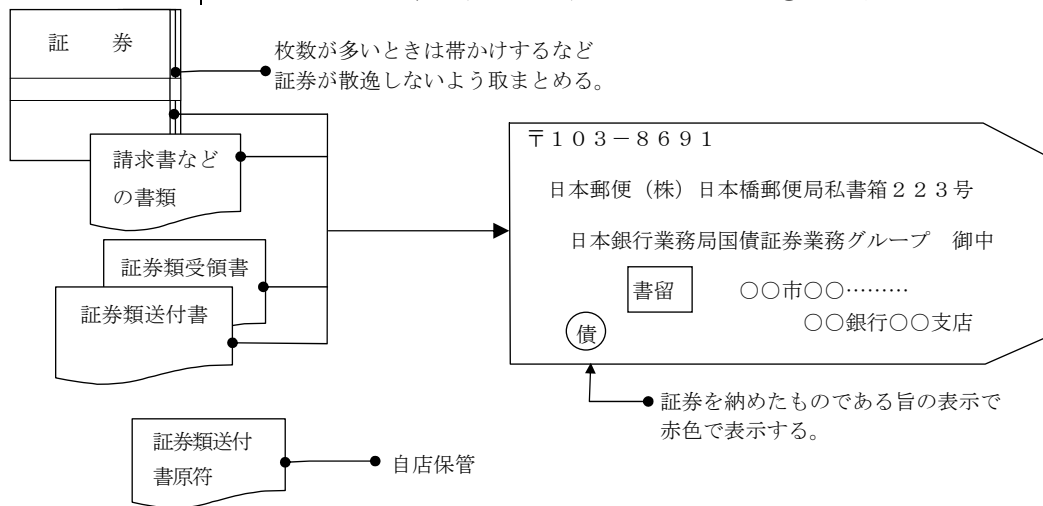
\* 国債証券類送付書原符・国債証券類受領書用紙との3枚複写となっている。

\* なお、証券と一緒に見本証券（印鑑票毎配付分）を送付するときは、当該証券とは別葉に当該見本証券の国債証券類送付書を作成する。

○ 証券・請求書などの書類・証券類送付書を、次のとおり一括して封筒に納め、書留郵便（一般書留）など確実な方法により送付する。

\* なお、証券と一緒に見本証券（印鑑票毎配付分）を送付するときは、当該証券等と一緒に当該見本証券および当該見本証券の国債証券類送付書も同一封筒に納める。

⇒ 印鑑票を同封するとき・415① 参照



○ 送付先から証券類受領書の送付を受けたときは

● 受入店が受領日付を表示し、店印を押していることを確認する。

\* ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店は「日附印」を押す。

- 証券類送付書原符に添付して保管（保管期間 1 年）する。
  - \* なお、証券と一緒に見本証券（印鑑票毎配付分）を送付したときは、当該証券および当該見本証券のそれぞれについて証券類受領書の送付を受ける。
  - \* 証券を送付した後、郵便の往復所要日数を経過しても証券類受領書の返送がないときは、電話など適宜の方法により、送付先に証券が到着していることを確かめ、証券類受領書の送付を受ける。

証券類送付書の記載例

残存証券を業務局へ送付するとき

⇒ 残存証券・423-3参照

書式 No. 104

3枚複写

国債証券類受領書

(送付書) 6.4.25  
(日付)

あて先 ○○銀行○支店

御中

書式 No. 104

備考 無記名国債証券および利賦札を送付するときは、本表は証券および利賦札と同封しないこと。

国債証券類送付書

(日付) 6.4.25

店印

仕出 ○○銀行○支店

あて先 日本銀行業務局

書式 No. 104

注意 1. 無記名国債証券および利賦札を送付する場合、捺印を押したものは国債名称、記号、券面種類および番号欄の記載を要しない。  
2. 記名国債証券を送付するときは、記号および番号欄の記載を要しない。  
3. 見本証券類を送付するときは、1.に準ずるほか金額欄の記載を要しない。  
4. 受領書の送付を受けたときは原符に添付して別整理すること。

国債証券類送付書原符

(日付) 6.4.25

① 仕出 ○○銀行○支店

② あて先 日本銀行業務局  
国債証券業務グループ

御中

③ 摘要 (送付事由等)		残存証券 (甲野太郎分)			
国債名称	記号	券面種類	番号	枚数	金額
第四回特別弔慰金 国庫債券		300,000		1	300,000
④	↑	⑤	↑	↑	⑥
合計				1	300,000

(添付書類) 記名国債証券の印鑑票 枚  
⑦ 添付書類 枚

金額 300,000 円

金額 300,000 円

⑧

⑨

- ① 自店名を記載する。
- ② 事務内容ごとに、それぞれの事務手順に示してある「あて先」を記載する。
- ③ 送付事由を記載する。  
●必要により記名者氏名をかつこ書きする。
- ④ 国債名称は略称で記載してよい。  
⇒ 120参照・用語の解説・略称
- ⑤ 記号・番号の記載を要しない。
- ⑥ 証券についている利賦札の枚数に関係なく、証券1枚として額面金額を記載する。  
●残存証券が利賦札だけのときも証券1枚として取扱う。
- ⑦ 印鑑票などを同封するときに記載する。
- ⑧ 証券と一緒に封筒に納めて送付する。  
●送付先から証券類受領書の送付を受けたときは、証券類送付書原符に添付して保管 (保管期間1年) する。
- ⑨ 受入店が受領日付を表示し、店印 (ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店のときは日附印など) を押す。  
\* 見本証券 (印鑑票毎配付分) を送付するときも同様に取扱う。ただし、このとき、「国債名称」欄には「見本証券 (国債名称<略称でよい>)」と記載する。また、記号・番号のほか券面種類・金額の記載も要しない。  
\* なお、証券と一緒に見本証券 (印鑑票毎配付分) を送付するときは、当該証券とは別業に当該見本証券の国債証券類送付書原符・国債証券類送付書・国債証券類受領書を作成する。

## ②送付を受けたとき

- 次のことを確かめ、証券は記名者への交付などがあるまで自店において保管する。
    - ⇒ 4 1 2 参照・証券の整理保管
  - 証券が自店あてに送付されてきたものであるか
  - 証券が証券類送付書などに記載の国債名称・枚数・券面種類（額面金額）・金額（合計額面金額）と一致しているか
    - ⇒ 印鑑票が同封されているとき・4 1 5 ② 参照
  - \* 見本証券（印鑑票毎配付分）の送付を受けたときは、当該見本証券にかかる券面種類（額面金額）・金額（合計額面金額）との一致の確認を要しない。
    - ⇒ 見本証券（印鑑票毎配付分）の送付を受け、上述の確認を行なった後の取扱いについては、4 1 5 ②参照
  - \* なお、証券と一緒に見本証券（印鑑票毎配付分）の送付を受けたときは、当該証券および当該見本証券のそれぞれについて証券類送付書の送付を受ける。
- 
- 証券類受領書に受領日付を表示し店印を押したうえ、速やかに証券の送付元へ送付する。
    - \* なお、証券と一緒に見本証券（印鑑票毎配付分）の送付を受けたときは、当該証券および当該見本証券のそれぞれについて証券類受領書を当該証券および当該見本証券の送付元へ送付する。